



平成 21 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 テクニカル電子株式会社
代表者名 代表取締役会長 本房 周作
(コード番号 6716)
問合せ先 総務部長 小島 孝
(TEL. 03-3762-5151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 69 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業の多様化に対応するために現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 9 条第 2 項の単元未満株券不発行に関する規定、第 10 条の実質株主および第 12 条第 3 項の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (3) 株券電子化に対応するための株式取扱規則の改正により、株主権の行使の手続に関する事項が株式取扱規則に定められていることを明確にするため、現行定款第 11 条に「株主権行使の手続き」の文書を追加するものであります。
- (4) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 12 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (5) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日

以上

別紙

(下線は変更個所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 (条文省略) (1) ～ (32) (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (33) (条文省略) (株券の発行) <u>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> 第8条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 (条文省略) <u>2 当会社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところにおいては、この限りでない。</u> (単元未満株式についての権利) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) ～ (3) (条文省略) (株式取扱規則) 第11条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (株主名簿管理人) 第12条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱いせ、当会社においては取扱わない。 第13条～第42条 (条文省略) 附則 (新設) (新設)	(目的) 第2条 (現行どおり) (1) ～ (32) (現行どおり) <u>(33) 介護用品および福祉用具の製造、販売およびリース、レンタル業</u> <u>(34) 介護用品および福祉用具の輸出業務</u> <u>(35) 電子管電極の製造および販売</u> <u>(36) 写真用品の製造および販売</u> <u>(37) 放電管ストロボの製造および販売</u> <u>(38) (現行どおり)</u> (削除) 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削除) (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) ～ (3) (現行どおり) (株式取扱規則) 第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当会社の株主名簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱いせ、当会社においては取扱わない。 第12条～第41条 (現行どおり) 附則 <u>第3条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u> <u>第4条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u>